

令和3年度

保健福祉部
定期監査報告書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

保健福祉部に係る財務及び事務の執行状況並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

令和3年9月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

保健福祉部	子育て支援課	令和3年10月28日	午前 9時から
〃	長寿介護課	令和3年10月28日	午前 9時55分から
〃	生活援護課	令和3年10月28日	午前10時45分から
〃	健康づくり課	令和3年10月28日	午前11時15分から
〃	福祉総務課	令和3年10月28日	午後 1時15分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計・介護保険特別会計・介護サービス特別会計の下記項目について、保健福祉部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正誤を確認した。

1 「令和2年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4－①「懸案事項及び業務に関する問題点」

4－②「指定事項調書」

【子育て支援課】

【長寿介護課】

【生活援護課】

【健康づくり課】

【福祉総務課】

なし

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手續は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

令和3年9月30日現在における保健福祉部から提出された一般会計・介護保険特別会計・介護サービス特別会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手については、福祉総務課・長寿介護課・子育て支援課・生活援護課が所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

保健福祉部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

7 指摘・要望事項

子育て支援課 長寿介護課 生活援護課 健康づくり課 福祉総務課	事務 事業	特になし
---	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

○子育て支援課・長寿介護課・生活援護課・健康づくり課・福祉総務課
《指摘要望事項》

随意契約を行う場合には、複数社から見積もりを徴し、内容等を比較し、市に有利な者と契約していただきたい。

《対応措置の内容》

○子育て支援課

特に子育て関連施設の運営に係る委託業務については、事業者に対する定期的なモニタリングや調査等により、事業の実施状況や収支報告書等を確認し、業務の適正化に向けた指導・助言を行っています。

また、委託内容等については、契約の更新時期に併せて、必要に応じて見直し等の対応を行っています。

随意契約を行う場合には、地方自治法施行令及び笛吹市財務規則の規定に基づき、個々の契約ごとに専門性、地域性及び緊急性等を十分に精査し、適切に対応しています。

○長寿介護課

特に介護予防事業に係る委託業務については、事業者に対する定期的なモニタリング等により、事業の実施状況を確認し、業務の適正化に向けた指導・助言を行っています。

また、委託内容等については、契約の更新時期に併せて、必要に応じて見直し等の対応を行っています。

随意契約を行う場合には、地方自治法施行令及び笛吹市財務規則の規定に基づき、個々の契約ごとに専門性、地域性及び緊急性等を十分に精査し、適切に対応しています。

○生活援護課

- ・契約前の決裁により、管財課、財政課、情報システム課に合議を実施。積算根拠、契約内容等精査後契約締結。
- ・委託契約の見積時及び締結時、仕様書に業務内容を明記し、相互で確認。
- ・委託期間中、複数回（短期間の場合は1回）報告書等で業務内容を定期的に確認。
- ・今後も継続的に確認作業を実施し、必要に応じて見直し等の対応を行う。
- ・特命随意契約以外の委託については、複数社に見積徴収を実施済み。

○健康づくり課

契約前の決裁により、管財課、財政課、情報システム課に合議を実施。積算根拠、契約内容等精査後契約締結しています。

また、委託契約の見積時及び締結時、仕様書に業務内容を明記し、相互で確認を行っています。

今後も継続的に確認作業を実施し、必要に応じて見直し等の対応を行います。
随意契約を行う場合には、地方自治法施行令及び笛吹市財務規則の規定に基づき、個々の契約ごとに専門性、地域性及び緊急性等を十分に精査し、適切に対応しています。

○福祉総務課

・事務決裁規定に基づき、決裁責任者が的確な決裁をすることができるよう、管財課、財政課、情報システム課等の関係課と協議又は調整を行い、内容及び価格等の確認を行っています。

また、委託契約の見積時及び締結時には、仕様書に目的に向けた業務内容を明記し、相互で確認を行うと共に、事業完了後には報告書等で業務内容を精査しています。
なお、各種事業に対しては、毎年評価を行い、必要に応じて見直し等を行います。

・引き続き、財務規則に基づき、特命随意契約以外の委託については、予定価格 10 万円（工事請負契約等については 30 万円）以上の場合には、2 事業者以上から見積書を徴し、一番安価な事業者と契約していきます。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。